（納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出）

第十九条　法第十二条第三項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　前年度における法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所ごとの法第十六条第二項の規定により算定された賦課金の額に令第二条第三項で定める割合を乗じて得た額の合計

二　前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に特定契約に基づき調達した設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量

三　電気事業者が前年度の一月から三月まで及び当該年度の四月から十二月までの間に電気の使用者に供給した電気の量

四　回避可能費用単価の算定に必要な資料

五　前年度に調整機関から交付を受けた交付金の合計額及び調整機関に納付した納付金の合計額

2　電気事業者は、法第十二条第三項の規定に基づき、毎年度、前項第一号に規定する事項については様式第八により当該年度の六月一日までに、前項第二号から第四号までに規定する事項については様式第九により当該年度の一月末日までに経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合において経済産業大臣の承認を受けたときは、当該届出の期限を延期することができる。

（帳簿）

第二十条　法第十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　電気事業者が調達した特定契約ごとの再生可能エネルギー電気の量

二　電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量

2　前項第一号に掲げる事項を記載した書類については、当該特定契約に基づく調達期間が終了するまでの間、前項第二号に掲げる事項を記載した書類については、記載の日から十年間保存しなければならない。

（賦課金に係る特例の認定の申請）

第二十一条　法第十七条第一項の認定の申請は、様式第十による申請書を提出して行わなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該認定の申請に係る事業の内容を特定するために必要な事項が記載された書類

二　前項の申請書に記載する当該認定の申請に係る事業を行う事業所ごとの当該申請に係る電気の使用量（電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。）を証明する書類

三　前項の申請書に記載する当該認定の申請に係る事業による売上高の額について、公認会計士（外国公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人の確認を受けたことを証明する書類

3　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、各二通及びその写し二通とする。

4　当該認定の申請に係る事業の電気の使用量及び売上高の額は、法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の開始の日前に終了した直近の事業年度に係るものとする。ただし、当該認定の申請を行う者が当該直近の事業年度において電気事業法第二十七条に基づき電気の使用を制限されたことその他これに準ずるものとして経済産業大臣が定める事由がある場合にあっては、当該直近の事業年度に係るもの又は法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の開始の日前に終了した直近の三事業年度に係るものの一事業年度当たりの平均値のいずれか大きい値とすることができる。

5　法第十七条第一項の認定の申請は、同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に行うものとする。

6　法第十七条第一項の認定を受けた事業所に係る電気の使用者は、原則として同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の二月一日までに当該認定を受けたことを電気事業者に申し出るものとする。

（法第十七条第一項の認定を受けた事業所に係る情報の公表）

第二十二条　法第十七条第四項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該認定に係る事業の名称及び内容

二　当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位（当該原単位の算定の基礎となる当該事業に係る売上高の額を含む。）

2　経済産業大臣は、毎年度、法第十七条第四項及び前項に規定する事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（賦課金に係る特例の認定の取消し）

第二十三条　経済産業大臣は、法第十七条第五項又は第六項の規定により同条第一項の認定を取り消したときは、当該認定を取り消したことにつき、速やかに電気事業者に通知するものとし、当該通知以降最初に当該電気事業者により賦課金の請求が行われた時点で、当該事業所に係る法第十七条の賦課金に係る特例の適用は終了するものとする。

第四章　雑則

（立入検査の証明書）

第二十四条　法第四十条第一項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

2　法第四十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第十二によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（既に再生可能エネルギー電気の発電をしていた再生可能エネルギー発電設備に係る認定の申請）

第二条　法第六条第一項の認定の申請をしようとする者が用いる再生可能エネルギー発電設備が、法の施行の日において既に再生可能エネルギー電気の発電を開始していたものである場合にあっては、平成二十四年十一月一日までに当該認定の申請を行わなければならない。

（交付金に係る経過措置）

第三条　法附則第六条の規定に基づき経済産業大臣の確認を受けた法第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされた設備に係るこの法律の施行後最初に行う交付金の算定に用いる電気の量は、平成二十四年七月一日以降に最初に検針等が行われた日までの間に係るものとする。

（回避可能費用に係る経過措置）

第四条　法の施行の日以後最初に電気事業法第十九条第一項又は第三項の規定に基づき変更した料金が適用されるまでの間における一般電気事業者についての第十六条の規定の適用については、同条中「乗ずる方法」とあるのは、「乗じて得た額に、当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている太陽光発電設備（法第六条第一項の認定を受けた設備に限る。）により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（当該太陽光発電設備により発電された電気の調達をしなかったとしたならば当該太陽光発電設備により発電された電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）及び当該電気事業者の料金に係る原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（法第六条第一項の認定を受けた設備に限る。）に係るものに限り、太陽光発電設備により発電された電気に係るものを除く。）に相当する額（当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー発電設備に係る電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用に相当する額を除く。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額をそれぞれ十二で除して得た額を加える方法」とする。

（納付金に係る経過措置）

第五条　毎月一日に検針等を行う契約を締結している電気の使用者に係るこの法律の施行後最初に行う納付金の算定に用いる特定電気量は、原則として平成二十四年八月一日以降に最初に検針等が行われた日から次の検針等が行われた日までの間に係るものとする。

（賦課金に係る特例の経過措置）

第六条　法附則第四条の規定に基づき法第十七条第一項の規定の例により同項の認定を受けようとする者における第二十一条第四項から第六項までの規定の適用については、同条第四項中「法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の開始の日前に終了した直近の事業年度」と、「法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の開始の日前に終了した直近の三事業年度」とあるのは「平成二十四年一月一日前に終了した直近の三事業年度」と、同条第五項中「同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の十一月一日から十一月末日までの間に」とあるのは「この省令の公布後速やかに」と、同条第六項中「原則として同条第三項の規定の適用を受けようとする年度の前年度の二月一日までに」とあるのは「当該認定を受けた後速やかに」とする。